

寿都町電気事業経営戦略

団 体 名 : 北海道寿都町

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 2 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1)事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分			
職 員 数	1 人	最 大 出 力 * 1	1,990 kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	25,130,000 kwh
	風力発電 3箇所	kwh 当 た り 単 価 * 1	21.86円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	8 箇所
	ごみ発電 箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	%

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあっては、老朽化の状況を表す指標を記載。

(2)現在の経営状況

年 間 電 力 料 収 入 * 1 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 538,910千円	H30 504,903千円	R1 594,750千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 — %	H30 — %	R1 — %
純 損 益 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 — 千円	H30 — 千円	R1 — 千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29 — %	H30 — %	R1 — %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

全体的に電力料収入が安定しており、計画的な投資や効率的な施設管理により、発電経費の削減に努めているところであります。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。
資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額)÷((営業収益)－(受託工事収益))×100
資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額)÷((営業収益)－(受託工事収益))×100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

料金収入については、現在の発電所が20年間運行するまでの売電契約となっており、それ以降の契約については、新たな契約となり売電収入も減収となる。

(2) 老朽化対策の見通し

大型風車の耐用年数は20年とも言われており、現在の風車は年数が経過していることから、日常の保守点検により早期修繕を行い安定した運行が図れるよう、対策を講じる。

3. 経営の基本方針

この経営戦略は、寿都町行財政改革大綱などの各種計画との整合性を図りながら、事業を推進する。
平成16年度から運行を開始した寿の都風力発電所及び平成19年度から運行を開始した風太風力発電所の令和元年度末時点の総発電量は、28,867,434kwhであり、安定した運行を維持しており独率採算の堅持を図っている。
今後も、風況など自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、引き続き独立採算を図っていくためにも、中長期的な維持管理計画の確立と、設備利用率の向上を図るとともに運行経費の削減に努めていく。
また、FITが終了する中、安定した経営を図るため、新規設備投資も図っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

電気事業の収益は、本町の財政運営の貴重な収入源となっており、今後も安定した経営を図りたく新規風力発電2基(1,990kw/基)の整備をし、令和4年度の運行をしてまいります。

②収支計画のうち財源についての説明

○料金収入について

営業収益は料金収入(売電収入)のみであり、自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、施設設備利用率を向上させることが安定した収入確保につながるものである。過去の実績データを参考とし新たに定めた目標発電量を基礎とし、本計画の料金収入を見込んでいる。今後も関係機関との連絡を密にし保守点検を効率的に実施し、設備利用率の向上による料金収入の安定確保を図る。

○営業外収益について

必要に応じ基金運用により運用益の確保を図る。

○地方債について

新たな風力発電2基の設備投資に係る新たな地方債発行を予定している。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○維持補修費について

各風力発電所は、定期点検、保守点検により健全な状態を保ち運用しており、引き続き計画的に適切な維持管理を図る。保守点検業務を行う中、計画的にメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る。

○地方債の償還について

建設に要した地方債は令和4年度で償還が完了となるが、新たな地方債発行の予定があり、計画で見込んでいる。

○施設の保守委託について

保守委託については、設備のノウハウを熟知している建設業者と契約しているが、今後、契約内容の見直しを行い、経費削減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

○施設の耐用年数について

一般的に大型風力発電の設計寿命年数は20年となっているが、平素からの管理状況や設置場所の風況により違いもあるが、耐用年数経過後の施設の在り方については、これらの重要な検討事項であるが、更新は解体撤去などの事業実施の資金について計画的に積み立てを行う。

5. 公営企業として実施する必要性

○電気事業の必要性について

再生可能エネルギーの推進はエネルギーの地産地消の観点から必要と考えており、同時に収益が地域振興に寄与していることから、収益がある以上公営企業で行う。

一方、公営企業で行うには限界があることから民間の導入も推進しており、バランスのとれたエネルギー政策を図る。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項

○実態と乖離しないよう収支計画や施設更新の進捗状況を的確に行っていくため、必要に応じ見直し、更新していくとともに、更新後の計画期間も10年間を維持することとする。
○経営状況や経営戦略の点検、見直しについては、町ホームページにおいて公表する。
○町民や事業者からの意見など、経営戦略が今後の事業運営に反映できる仕組みを検討する。